

対象の方は

- ◎日田市内にて居住している方
- ◎失業等生活にお困りの方
- ◎生活保護を受給していない方

▼ご相談内容

お困りごとについて□に
チェック(レ)を入れてください。

- 仕事が長続きしない
- 金銭管理が苦手
- 家賃を滞納している
- 公共料金を滞納している
- 借金がある
- お酒が止められない
- 生活リズムを崩している
- うつ等こころの病気かもしれない



ほかにお困りの点があれば教えてください。

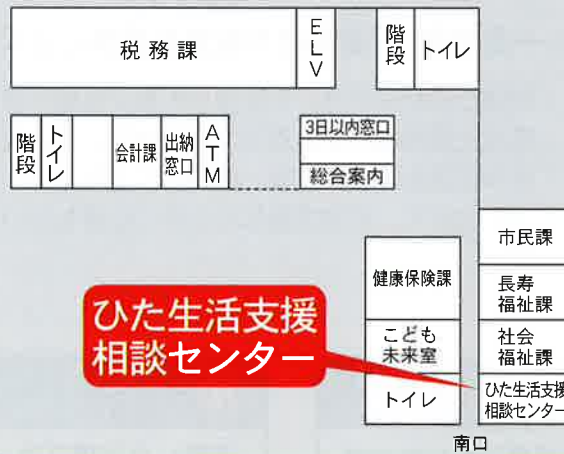


まずはお電話を！
Tel 0973-22-5299
Fax 0973-28-5136

窓口開設時間

8:30～12:00 / 13:00～17:00
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

配置図 日田市役所 1階



ひた生活支援相談センター

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6-1
日田市役所1階

日田市委託事業
(受託者)日田市社会福祉協議会

相談
無料

ひた生活支援 相談センター

ひとりで
悩まずに、
まずは当センターに
ご相談ください。



ひた生活支援相談センター とは？

「ひた生活支援相談センター」は、さまざまな理由で生活にお困りの方に対し、課題を解決し生活の安定と自立を目指すための無料相談窓口です。専門相談員が相談を受け、継続して支援を行い、自立をサポートします。

☆生活・就労相談支援員による寄り添い型・伴走型の支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは「ひた生活支援相談センター」にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



一時生活支援事業

一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

住居を持たない方、又はネットカフェ等不安定な住居形態にある方で、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援を行います。

どんなことでも
ご相談ください。

あなたの事情やご希望をお聞きして、あなたの問題解決に向け、一緒に考えながら解決策を探します。

また、行政または民間の相談窓口へもおつなぎします。

相談には、経験豊かな支援員が対応します。



*「住居確保給付金の支給」「一時生活支援事業」の認定については、一定の資産や収入に関する要件があります。

1 まずは相談窓口へ。

センターの窓口には配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合はご自宅にも訪問します。

2 生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

3 あなただけの支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

4 支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

5 定期的なモニタリング。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

6 真に安定した生活へ。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

☆相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)